



調布市農業振興計画 概要版

令和2年度～令和11年度
(2020年度～2029年度)

令和2年3月



調布産農産物ブランドキャラクター
「ベジタくん」

調布市農業振興計画の策定にあたって



令和2年3月

調布市長

長友貴樹

都市農業の安定的な継続を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定されました。翌平成28年5月には都市農業の振興と農地保全に関する国の基本的な考え方を示した「都市農業振興基本計画」が策定され、農地の持つ多面的機能が示されたほか、都市農地が「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」と位置づけられました。

また、東京都では、平成29年5月に「東京農業振興プラン」が改定され、今後の東京農業の振興の方向性が示されました。

都市農業は、農業者等の努力により、新鮮な農産物の供給をはじめ、環境保全、食育、防災機能等、多面的機能を有しておりますが、相続等により農地は年々減少傾向にあるのが現状です。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、調布市農業の持続的な振興を図るため、「調布市農業振興計画」を策定しました。

本計画では、調布市農業の将来像を「くらし彩る調布市農業～持続可能な農業を目指して～」とし、農家が安定的に多種多彩な「豊かな農業」を営み、市民の「くらし」に彩りを与え、農家と市民が持続可能な農業環境を形成することを目標としております。この将来像を実現するための基本方針として、「いきいきとした農業経営」・「農のある地域づくり」・「農地の保全・活用」の3つを掲げ、具体的な取組を展開し、調布市農業の持続的な振興を推進するとともに、農地の持つ多面的機能の発揮により農地の保全を図り、良好な都市環境の形成に資することができるよう取り組んで参ります。

今後、計画の推進にあたっては、農業者の皆様をはじめ、関係団体、市民の皆様と連携し様々な取組を展開して参りますので、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました調布市農業振興計画策定委員の皆様をはじめ、御協力を賜りました関係団体、市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

調布市農業振興計画（概要版）

目次

第1章 計画の背景と目的	1
1. 計画の背景と目的.....	1
2. 計画の目標年次.....	1
3. 計画の性格と関連計画との関係.....	1
第2章 調布市農業の概況と課題	2
1. 調布市農業の現状.....	2
2. 調布市農業の課題.....	6
第3章 調布市農業の将来像	7
1. 調布市農業の特徴とその将来像.....	7
2. 基本方針.....	7
第4章 将来像の実現に向けた取組の展開	8
1. 計画の体系.....	8
2. 具体的な取組の内容.....	9
第5章 農業振興計画実現に向けて	12
1. 推進体制の確立.....	12

第1章 計画の背景と目的

1. 計画の背景と目的

本計画は、東京農業をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、都市農業振興基本法に基づく地方計画を兼ねた「調布市農業振興計画」を策定し、調布市農業の持続的な振興に関する具体的取組を、総合的かつ計画的に推進し、調布市農業の有する多様な機能の発揮を通じて、良好な都市環境の形成に資することを目的とします。

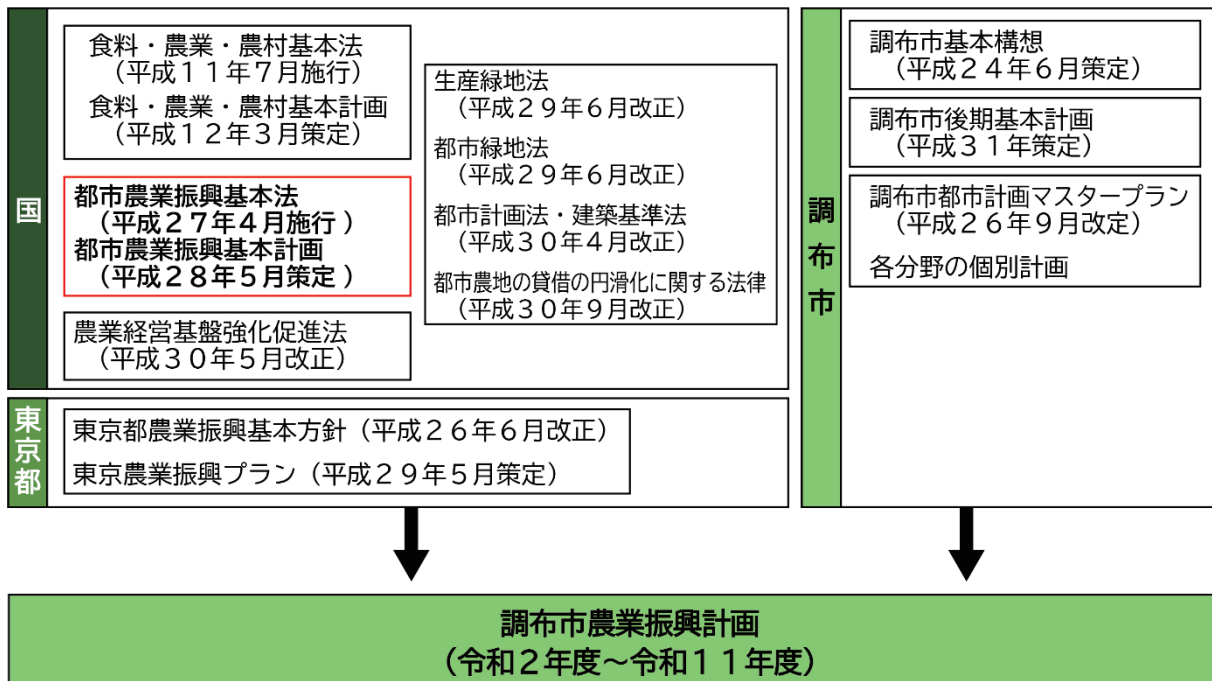
2. 計画の目標年次

本計画の目標年次は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行い、状況に即した計画としていきます。

3. 計画の性格と関連計画との関係

本計画は、調布市の農業の発展に向けて、農業者、農業団体、市民、行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合い指針を策定し、実現を図るものです。また、以下の計画等との整合、連携を図り、策定するものです。

【調布市農業振興計画の位置付け】



第2章 調布市農業の概況と課題

1. 調布市農業の現状

(1) 農業経営

①小規模な農家が多い

経営耕地面積は約9割の農家が1ha未満であることに加え、農産物販売金額200万円以下の農家が約半数となっています。

②市街化区域ならではの苦労がある

多くの農業者が、市民生活との調和や環境への配慮など、市街化区域ならではの営農活動の難しさを感じています。

③認定農業者は増加している

共同申請（家族経営協定を締結済み）する農家が増加しています。また、家族経営の就業条件の明確化による労働環境の改善を目標とする農家が多くなっています。

④補助事業の活用

認定農業者や生産者組織向けの補助事業が活用されており、農業経営の向上や農業者の交流の促進、生産体制の強化が図られています。

(2) 生産体制

①安全安心な農産物の需要

市民の環境に配慮した農産物の購入意欲が高く、新鮮で安全安心な農産物を望む市民が多くなっています。

②安全安心な農産物の栽培には多くのコストがかかり技術を要する

農家から有機栽培・環境保全型農業への支援施策やフェンス整備、堆肥化システムの構築等が望まれています。一方で、有機栽培や環境保全型農業の実施には費用がかかり技術的難易度が高く、引き続き、有機質肥料の支給を望む農家が多くなっています。

③獣害・自然災害による農家の被害が発生している

全国的に獣害被害・自然災害による農家の被害が発生しています。また、東京都多摩地域において、近年病害虫の発生が報告されております。東京都では獣害被害対策を推進しておりますが、病害虫への対策強化が求められています。

(3) 労働力・担い手

①農業の担い手の減少・高齢化が進行している

市内の基幹的農業従事者は減少傾向であり、高齢化も進行しています。そのため、農作業の省力化を考えている農家が多くなっています。

②後継者等担い手は、技術指導や働きやすい環境を求めている

市内の農家のうち後継者が決まっている・なりそうな者がいる農家は約7割います。また、女性農業者や新たな農業の担い手等を含め技術・経営指導が望まれています。

③市民参加による労働力の確保が期待されている

新たな労働力として援農ボランティアの取組に対し関心がもたれています。

(4) 販売力**①経営耕地面積・農産物収穫量が減少傾向**

市内の経営耕地面積及び主要農産物の収穫量は減少傾向にあります。

②市民の市内農産物への関心は高いものの、食べている市民は少ない

市内に設置されている直売所に対する市民の認知度は低く、市内農産物を食べられないでいる市民が多くなっています。

③加工品の取組状況

市内の関連団体や農業者等により6次産業化に向けた取組が行われています。

④販路の拡大による市内農産物の販売が求められている

市民は、直売所のような手軽に市内農産物が手に入れられる機会を求めています。

(5) 販売形態**①直売所・市内農産物の認知度が低い**

市内農産物への関心は高いものの直売所の存在を知らない等の理由から利用率は低く、市民への効果的な情報発信が求められています。

②市民が市内農産物を手に取る機会が少ない

市民からは市内農産物を手に取りやすい直売所の充実が求められています。また、個人直売所は営業時間が短い・駅から遠くアクセスしにくい等の問題が挙げられています。

(6) 農業体験**①農業体験の場が求められている**

多くの市民から農業体験の場が求められており、市内では市民農園や農業体験ファーム等が開設され、多くの市民に利用されております。

②市民の農業体験に対する多様なニーズがある

農業体験を望む市民は多くいますが、農業を体験する時間が確保できず参加が難しい現状もあります。また、多くの市民が子どもの農業体験事業の充実を求めています。

**調布市の取組**

「今が旬！調布そだち」をキャッチフレーズとした、調布市産農産物ブランドキャラクターのベジタくん



(7) 食育

①「食育」の位置付け

市では国の「第3次食育推進基本計画」及び、都の「東京都食育推進計画」を踏まえ、平成30年度を初年度とする「調布市食育計画（第3次）」により、食育を推進しています。

②食育への取組が公立小中学校で実施されている

市内の公立全小中学校で市内農産物を使用した学校給食の提供が行われています。農産物の提供はS & Aが担っています。また、農業体験や農家による講義が、公立小学校や公立中学校で実施されています。体験内容は農産物の種まきや成長の見学、栽培までの一貫した作業等、様々な取組がされています。

(8) 農業・農地への理解

①市民の農業への理解が求められている

農作業に伴う「農業散布」や「土ぼこり」等が気になる市民の声があり、農家にとって近隣住民の理解を得ることが課題となっています。

②農業情報の効果的な情報発信が期待されている

調布市や調布市観光協会、民間企業等では、ホームページやアプリを用いた市民向け農業情報を発信しています。市のホームページや広報誌では、「農業まつり」等の農業関連イベントに併せた農業情報の発信を行っています。今後、若年層へのアプローチとしてSNSの活用も視野に入れる必要があります。

③農家と市民の交流の機会が創出されている

調布市では、毎年11月中旬に「農業まつり」、JAマインズ神代地区では秋・夏まつり等が開催されており、市民と農家の交流の機会が創出されています。



調布市の取組

【農業まつり】

調布市では毎年11月中旬に「農業まつり」が開催されており、野菜の展示販売やクイズイベント等、多くの市民で賑わっています。



(資料：調布市 農政課)

(9) 都市農地保全の状況**①生産緑地の減少の理由として相続が多くを占めている**

生産緑地面積は、平成4年の改正生産緑地法の施行による生産緑地の新規指定が進み翌年平成5年には約169haとなっていました。それ以降は減少を続けており、平成31年には約117haとなっています。

生産緑地の減少の理由としては、農家の高齢化による離農や相続の発生等が挙げられます。また、調布市内の生産緑地は市内全域に分散し、周辺は住宅等に囲まれており、農地に対する宅地化圧力が高まっているほか、営農環境の悪化等の影響が出ています。

(10) 農地の多面的活用の状況**①農地の持つ多面的機能**

都市農業振興基本法や東京農業振興プランでは、農地は多面的な役割を持つとされています。

②農地の防災機能

調布市とJAマインズでは、「災害時における応急対策に関する協定書」を締結し、災害時には被災者へ生鮮食料品等の供給を行ったり、一時的に農地に避難することを記しています。また、市では防災兼用農業用井戸設置補助を行っており、この補助事業により現在8箇所の防災兼用農業用井戸が設置されています。

(11) 農あるまちづくりの現状**①里山や農地を含む地区の位置付け**

調布市景観計画（平成26年）において、佐須町・深大寺南街周辺地区及び染地・布田周辺地区は、「農」の景観形成推進地区」として、「農」の風景の保全により次世代に伝える景観の熟成を図る地区としています。

また、調布市緑の基本計画（平成23年）において、深大寺・佐須地区等、田畑や植木畑、屋敷林、社寺林、用水路等の環境が残されている地区一体を、「農の里」と位置付け、保全に取り組んでいます。

②緑地・農地は減少し続けている

緑被率の推移をみると、平成5年から平成27年にかけて緑被地面積が789.91haから669.98haと約120ha減少し、それに伴い緑被率も5.7ポイント減少しました。特に田畑、果樹園・苗圃等、草地の減少が目立ちます。

③農地の基盤整備を実施し、営農しやすい道路の整備や農業公園の創出に取り組んでいる

平成25年に施行された国領北浦土地区画整理事業では、営農環境の向上及び提供された広場において、農業体験の取組を実施しています。

2. 調布市農業の課題

①農業経営の強化

- ・ 農業収入の安定化のための支援
- ・ 合理的な農業経営の促進

②新鮮で安全安心な農産物の安定供給

- ・ 環境と生産の調和に留意した栽培実施への継続的な支援
- ・ 安定的に営農できる環境を維持する対策

③多様な担い手の確保・育成

- ・ 担い手不足や高齢化により営農が困難になる農家への対応
- ・ 世代に応じた技術、経営支援などの継続的な実施
- ・ 農作業の省力化や市民による援農などの仕組みの検討

④農家の販売力の強化

- ・ 地元団体等との連携による市内農産物の活用
- ・ 販路の拡大

⑤市内農産物の消費拡大

- ・ 各種直売所の認知度の向上による利用促進
- ・ 多様な形態による市内農産物の販売等

⑥多様な農業体験の場づくり

- ・ 市民ニーズに対応した農業体験の場の検討

⑦都市農業を活かした食育の推進

- ・ 小中学校等での学童・学校農園の実施への支援
- ・ 民間の研究施設や見学施設等で実施されている食育への取組との連携・支援体制の構築

⑧農業・農地への理解

- ・ 効果的な農業情報の発信や市民と農家の交流等による市民の農業への理解促進

⑨都市農地の保全

- ・ 各種法制度に対応した取組や相続対策等の農業者への支援の拡充
- ・ 農地を保全する取組の検討

⑩農地の多面的活用

- ・ 都市農地の継続的な保全
- ・ 農地のもつ多面的機能の発揮

⑪農のあるまちづくり

- ・ 景観計画や緑の基本計画と連携した農のあるまちづくりを推進するための取組の検討

第3章 調布市農業の将来像

1. 調布市農業の特徴とその将来像

調布市農業の特徴は・・・



これらの特徴を踏まえて、調布市農業の将来像を

農家が持続的に多種多様な「豊かな農業」を営み、市民の「くらし」に彩りを与え、農家と市民が持続可能な農業の環境の形成を目指し

くらし彩る調布市農業 ～持続可能な農業を目指して～

と設定します。

2. 基本方針

将来像を具体化するために、調布市の農業の現状を踏まえ、本計画で推進する取組の基本方針について、以下のように定めます。

基本方針1 いきいきとした農業経営

営農環境の向上や生産体制の強化により、農業者がいきいきと活動できる農業経営体づくりを進めます。

基本方針2 農のある地域づくり

地産地消を推進し、市民にとって農が身近になる地域づくりを地域が丸となって取り組み、市民の農業・農地への理解促進を進めます。

基本方針3 農地の保全・活用

農業生産の場として農地の維持管理を図るとともに、農業・農地のもつ多面的機能を活かした農地の保全を、市民とともに進めます。

第4章 将来像の実現に向けた取組の展開

1. 計画の体系

基本方針に基づき、将来像を実現するために「いきいきとした農業経営」「農のある地域づくり」「農地の保全・活用」を柱とした計画の体系を組み立て、必要性の高い取組を重点項目として位置付け、実施を図るものとします。

基本方針		取組名
基本方針1 いきいきとした農業経営	1. 農業経営の支援	<<取組1-1>> 意欲ある農業者への支援 <<取組1-2>> 生産者組織の育成・体制強化
	2. 新鮮で安全安心な農産物への取組推進	<<取組2-1>> 環境保全型農業の推進 <<取組2-2>> 持続可能な農業生産の促進
	3. 多様な担い手の確保・育成	<<取組3-1>> 農作業の省力化 <<取組3-2>> 担い手への包括的な支援拡充
	4. 農家の販売力の強化	<<取組4-1>> 調布市産ブランドの開発・普及 <<取組4-2>> 多様な販路の拡大
基本方針2 農のある地域づくり	5. 市内農産物の消費拡大	<<取組5-1>> 直売の利用促進 <<取組5-2>> 市民に身近な販売形態の確立
	6. 多様な農業体験の場づくり	<<取組6-1>> 農業体験の場の充実 <<取組6-2>> 多様なニーズに応じた新たな農業体験の場づくり
	7. 都市農業を活かした食育の推進	<<取組7-1>> 地域全体で取り組む食育の推進 <<取組7-2>> 学童・学校農園の支援
	8. 農業・農地への理解促進	<<取組8-1>> 農業情報の発信強化 <<取組8-2>> 市民との交流機会の充実・拡大
基本方針3 農地の保全・活用	9. 都市農地の保全	<<取組9-1>> 生産緑地法等の活用 <<取組9-2>> 相続対策の支援
	10. 都市農地の多面的機能の発揮	<<取組10-1>> 都市農業・農地の多面的機能の発揮 <<取組10-2>> 防災機能の強化・拡充
	11. 農のあるまちづくりの推進	<<取組11-1>> 深大寺・佐須地域の里山・里地の保全と活用 <<取組11-2>> まちづくりとの連携

2. 具体的な取組の内容

(1) いきいきとした農業経営

【取組方針】

○農業経営の支援

意欲ある農業者や生産者組織等が安心して農業を継続できるよう支援し、農業経営環境の向上を目指します。

- ◆意欲ある農業者への支援
 - ①認定農業者制度の活用促進
 - ②合理的な農業経営の促進
 - ③各種補助金・制度の周知・活用
- ◆生産者組織等の育成・体制強化
 - ①農業生産者団体等への育成支援

○新鮮で安全安心な農産物への取組推進

市民ニーズの高い高付加価値の農産物の生産を進めます。また、安定的な生産体制の強化を図り、持続的な農業生産を促進します。

- ◆環境保全型農業の推進
 - ①環境保全型農業の推進
- ◆持続可能な農業生産の促進
 - ①堆肥生産システムの検討
 - ②安定的な生産体制の強化

○多様な担い手の確保・育成

農作業の省力化により、高齢農業者や女性農業者等の農作業に係る負担軽減を図ります。また、将来の調布市農業を支える農業者として、農業後継者の育成のほか新規就農者等の多様な担い手の確保・育成を図ります。

- ◆農作業の省力化
 - ①農作業省力化への支援
- ◆担い手への包括的な支援拡充
 - ①新規就農者・セカンドキャリア就農への支援
 - ②女性農業者への支援
 - ③後継者への支援
 - ④各担い手への相談体制の強化
 - ⑤教育機関と連携した取組促進
 - ⑥援農ボランティア等の活用の検討（重点）
 - ⑦農福連携による取組の検討

○農家の販売力の強化

多様な販路拡大へ向けた地元との連携強化や6次産業化へ向けた取組により、市内農産物のブランド確立・普及を図ります。また、市民が集まる場所での販売促進等により、市内農産物の販路の拡大を図ります。

- ◆調布市産ブランドの普及
 - ①市内農産物ブランドの育成支援
 - ②農商工連携の促進（重点）
- ◆多様な販路の拡大
 - ①市民が集まる場所での販売促進

(2) 農のある地域づくり

【取組方針】

○市内農産物の消費拡大

市民が集まる場所での販売促進や地元企業との連携等により、市民に身近な販売形態を確立します。また、新鮮な市内農産物が手に取りやすくなる直売の利用を促進します。

◆直売の利用促進

①直売情報の発信強化（重点）

◆市民に身近な販売形態の確立

- ①市民にとって利便性の高い販売の研究
- ②直売所の新設・拡充の検討

○多様な農業体験の場づくり

農業体験の場の充実を図り、市民が農業に触れられる機会を創出します。また、市民ニーズに応じた農業体験の場づくりを進めます。

◆農業体験の場の充実

- ①農業体験の推進
- ②観光農園の推進

◆多様なニーズに応じた新たな農業体験の場づくり

- ①新たな農業体験の場の創出の検討

○都市農業を活かした食育の推進

農家等との連携を図り、地域全体で取り組む食育を推進します。また、学校との連携により、子どもが農業に触れられる機会の創出を図ります。

◆地域全体で取り組む食育の推進

- ①教育機関との連携による食育の推進
- ②指導農家への支援

◆学童・学校農園の支援

- ①学童・学校農園の推進

○農業・農地への理解促進

市民に効果的な農業情報の発信を行い、市民の農業・農地への理解を促進します。また、市内で開催されている農業関連イベントの発信により、市民と農家の交流の機会を創出します。

◆農業情報の発信強化

- ①調布市農業・農地のPR
- ②市民ニーズの高い情報収集・発信

◆市民との交流機会の充実・拡大

- ①農家と近隣住民における交流の促進
- ②農業イベントへの参加促進

(3) 農地の保全・活用

【取組方針】

○都市農地の保全

新たな法制度の活用や相談体制の強化により、多様な形態による農地・農業の保全を図ります。

◆生産緑地法等の活用

- ①特定生産緑地の指定促進（重点）
- ②生産緑地の追加指定の推進
- ③生産緑地法活用のモデルの検討
- ④「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の周知・活用（重点）

◆相続対策の支援

- ①相続相談体制の強化
- ②勉強会や講演会の検討

○都市農地の多面的機能の発揮

農地の保全を図るため、農地の持つ景観創出機能・環境保全機能・防災機能等の多面的機能の発揮を推進します。

◆都市農業・農地の多面的機能の発揮

- ①多面的機能の発揮の推進
- ②農地の多面的機能のPR

◆防災機能の強化・拡充

- ①「都市農地保全支援プロジェクト」の推進
- ②庁内の連携強化

○農のあるまちづくりの推進

関連計画と連携した景観保全により、農のあるまちづくりを進めます。

◆深大寺・佐須地域の里山・里地保全と活用

- ①里山・里地のPR強化
- ②農業公園化の検討（重点）

◆まちづくりとの連携

- ①関連計画と連携した農のあるまちづくり
- ②土地区画整理事業等による営農環境の向上促進

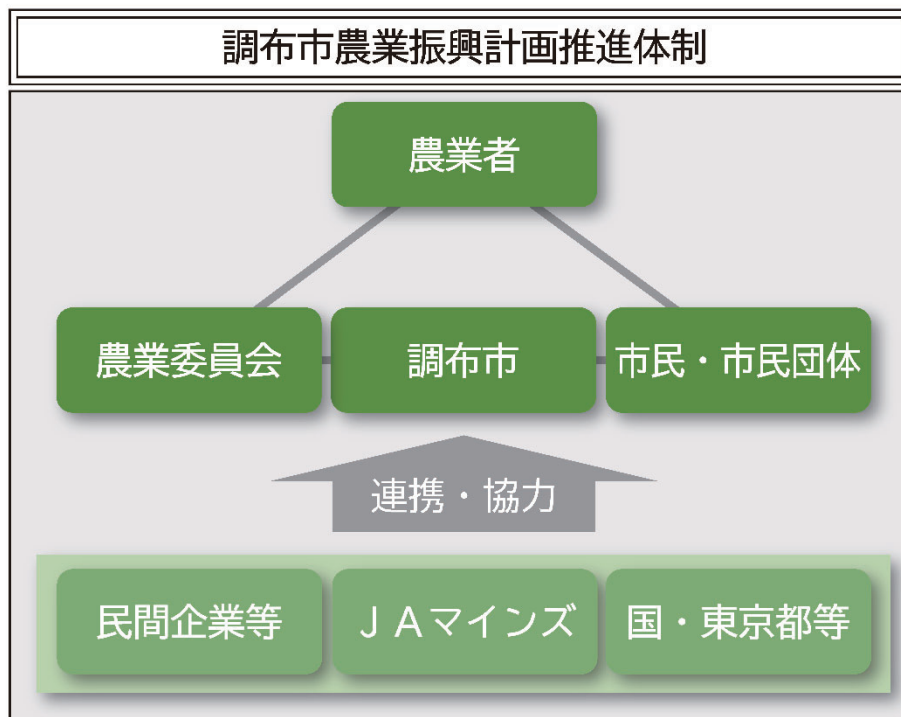
第5章 農業振興計画実現に向けて

1. 推進体制の確立

本計画は、調布市が、調布市民の皆様とともに推進していく農業振興計画です。農業者、市民、行政が一丸となって、調布市農業の振興・発展のために、本計画を推進していきます。

計画を実行性あるものにするためには、国や東京都、JAをはじめとする農業団体など、関係する様々な組織との有機的連携・協力が必要です。農業者、市民、調布市の3主体と関係機関・団体からなる「(仮称)調布市農業振興計画推進協議会」を発足し、各事業の進捗状況の確認や今後の具体的取組の展開等について意見交換ができるネットワークづくりを進めます。

また、計画の円滑な推進のために、引き続き庁内関係部署との横断的連携に取り組みます。



登録番号
(刊行物番号)

2019-257

調布市農業振興計画（概要版）

発行日

令和2年3月

発行

調布市生活文化スポーツ部農政課

編集

調布市生活文化スポーツ部農政課

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

電話番号 042-481-7182（直通）

FAX 042-481-7391（農政課）
